

特定非営利活動法人学生団体ALOHA定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人学生団体ALOHAという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田須田町五丁目7番8号VORT秋葉原Ⅳ2Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、沖縄県の子どもたちやその保護者、および教育関係者に対して、将来形成のための学習支援や機会提供、学校生活や進路に関わる相談やサポートをはじめとした子どもたちの教育に関わる支援を行うことで、子どもたちが地域、経済状況、ジェンダー、出自などの様々な要因によって不当に制限されずに、また子どもたち自身が自らの可能性を限定することなく、個人の成長のための多くの選択肢を持つことができる、公正な社会づくりと、その先にある豊かな未来の形成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 教育関連のワークショップやセミナーの開催
- (2) 学習・進路決定支援プログラムの企画・運営
- (3) 教育機関との連携による教育・進路支援
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の資格を取得する条件は、定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長及び副理事長は、法人の業務について法人を代表する。

2 理事長は、会の業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 役員の選任又は解任
 - (5) 役員の職務及び報酬
 - (6) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (7) 事業報告及び活動決算
 - (8) 資産の管理の方法
 - (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (10) 解散における残余財産の帰属
 - (11) その他運営に関する重要事項
- （総会の開催）

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- （総会の招集）

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- （総会の議長）

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会の表決権等）

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	伊禮 漢
副理事長	津波 克樹
副理事長	伊禮 理貴
理 事	我喜屋 奏利
理 事	前田 春樹
監 事	高良 京一郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年3月31日までとする。

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 学生団体ALOHA

1 確認事項（法第 2 0 条及び第 2 1 条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第 2 0 条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第 2 1 条関係）

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ) 氏 名		報酬の有無	役職名等
1	理事	イレイ カン		無	理事長
		伊 禮 漢			
2	理事	ツハ カツキ		無	副理事長
		津波 克樹			
3	理事	イレイ リキ		無	副理事長
		伊 禮 理貴			
4	理事	マエダ ハルキ		無	
		前田 春樹			
5	理事	ガキヤ カナト		無	
		我喜屋 奏利			
6	監事	タカラ キョウイチロウ		無	
		高良 京一郎			
7					
8					
9					
10					

特定非営利活動法人学生団体ALOHA 設立趣旨書

1. 趣旨

沖縄県の大学進学率は二十年前と比較すると10%以上上昇しており、以前より高等教育への関心が高まってきていることが伺えます。しかしその一方で、県外の難関大学への入学者数に関しては劇的な変化がないという状況です。特に、私たちが在学している東京大学へは、数年を除いてほとんど毎年県全体から1桁台の生徒数しか輩出できておりません。これは、全国の他の都道府県と比べても、圧倒的に少ない数字だということがわかります。しかし私たちは、自身の受験生時代の経験、今の後輩たちの声などを踏まえた結果、この原因は学力以外によるものが大きいと考えております。それは主に以下の4つです。

- 1 東京大学を目指すきっかけの不足
- 2 東京大学への心理的障壁の過剰な高さ
- 3 東京大学合格に向けたカリキュラムの不整備
- 4 受験情報の少なさ

これらを踏まえ、私たちが沖縄県の生徒に提供したいと考えているものは、次の二つです。

- 1 東京大学を目指すきっかけ
- 2 東京大学合格に向けてサポートされる環境

なぜ私たちがそこまで東京大学を推しているのか。それは、私たちが実際に東京大学に進学して得た素晴らしい環境と人々が物語っています。東京大学では前期課程にて幅広い教養が学べ、後期課程では専門性の高い授業を、日本最高峰の施設と教授に囲まれながら学ぶことができます。また、大学で出会う友人にはあくなき向上心や幅広い好奇心を持ち合わせた者が多く、沖縄県では出会えないであろう人々に出会うことができます。これらの経験は、沖縄県から東京大学に進学した学生に多大な影響を与えるだろうと信じています。

設立以来、昭和薬科大学附属高校、沖縄県立開邦高校と提携して年間プロジェクトである東大プロジェクトを始動し、東大生交流会やオンライン定期面談、勉強合宿などを通して両校の生徒にサポートを行ってまいりました。また、他の学校の生徒や保護者に対しても、キャンパスツアーや出張模擬講義、オンラインセミナーなど、数々のイベントを開催してまいりました。

しかしながら、2年間活動をする中で、組織としての社会的信用を得ることの重要性に気がつきました。また、任意団体として活動していくには団員個人への負担が大きいくとも浮き彫りとなりました。これらを解決すべく、特定非営利活動法人の申請を行うことを決定いたしました。それが叶えば活動がさらに円滑化され、永続的な活動基盤が整えられると考えております。

2. 申請に至るまでの経緯

- 令和5年2月 任意団体「学生団体ALOHA」発足
- 令和5年4月 2024年度東大プロジェクト開始
- 令和6年4月 2025年度東大プロジェクト開始
- 令和7年7月 団体内で特定非営利活動法人学生団体ALOHAの設立を確認
- 令和7年9月 設立総会開催

令和7年 9月 2日

設立代表者

氏名 伊禮 漢

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人学生団体ALOHA

1 事業実施の方針

令和7年度は学習や進路に関する悩みの解消や学習・進学意欲の向上を図る事業や、中高生やその保護者が日常では得難い大学進学に関する情報を提供するような教育事業を実施する。また、同様の目的で学校や教育機関と提携した活動も実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 359 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
教育関連のワークショップやセミナーの開催	沖縄県内の中学生・高校生・その保護者を対象に、学習や進路に関する講演会・セミナーを実施する。	2月 (1回)	沖縄県内	6人	中学生/ 高校生/ 中高生の 保護者	約50人	127
	沖縄県内の小学生・その保護者を対象に、学習や進路に関する講演会・ワークショップを実施する。	2月 (1回)	沖縄県内	6人	小学生/ 小学生の 保護者	約50人	127
学習・進路決定支援プログラムの企画・運営	沖縄県内の中学生・高校生を対象に、オンラインにより学習や進路に関する相談を受ける面談を実施する。	毎月 (4回)	オンライン	20人	中学生/ 高校生	約80人	35
教育機関との連携による教育・進路支援	沖縄県内の中学校・高等学校と連携し、中高生やその保護者を対象に学習や進路に関する講演会・セミナーを実施する。	通年 (1回)	沖縄県内	6人	中学生/ 高校生/ 中高生の 保護者	100人	70

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人学生団体ALOHA

1 事業実施の方針

令和8年度も学習や進路に関する悩みの解消や学習・進学意欲の向上を図る事業や、小中高生やその保護者が日常では得難い大学進学に関する情報を提供するような教育事業を実施する。また、同様の目的で学校や教育機関と提携した活動も実施する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業（事業費の総費用【2,134】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
教育関連のワークショップやセミナーの開催	沖縄県内の中学生・高校生・その保護者を対象に、学習や進路に関する講演会・セミナーを実施する。	5,6,9,2月 (4回)	沖縄県内/ オンライン	20人	中学生/ 高校生/ 中高生の 保護者	約200人	192
	沖縄県内の小学生・その保護者を対象に、学習や進路に関する講演会・ワークショップを実施する。	9,2月 (2回)	沖縄県内/ オンライン	8人	小学生/ 小学生の 保護者	約60人	144
学習・進路決定支援プログラムの企画・運営	沖縄県内の中学生・高校生を対象に、夏季休暇中の学習を計画・実行する支援となる企画を実施する。	8月 (8回)	沖縄県内	8人	中学生/ 高校生	約100人	466
	沖縄県内の中学生・高校生を対象に、オンラインにより学習や進路に関する相談を受ける面談を実施する。	毎月 (12回)	オンライン	20人	中学生/ 高校生	約200人	26
	沖縄県内の中学生・高校生を対象に、1泊2日研修施設に宿泊し、集中的な勉強の機会や進路について考える機会を提供する企画を実施する。	11月 (1回)	沖縄県内	4人	中学生/ 高校生	約40人	242
	沖縄県内の中学生・高校生を対象に、2泊3日東京都内の大学や企業、官庁を訪問する企画を実施する。 注：本事業の費用には、前事業年度（2026年3月期）に支払い済みの費用が含まれています。	4月 (1回)	東京都内	8人	中学生/ 高校生	約30人	824

教育機関との連携による教育・進路支援	沖縄県内の中学校・高等学校と連携し、中高生が東京で大学施設や企業を訪れるツアー等を開催する。	通年 (3回)	東京都内	15人	中学生/ 高校生	約100人	30
	沖縄県内の中学校・高等学校と連携し、中高生やその保護者を対象に学習や進路に関する講演会・セミナーを実施する。	通年 (3回)	沖縄県内	8人	中学生/ 高校生/ 中高生の 保護者	120人	210

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 学生団体ALPHA

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		2,347,200
受取寄附金	2,347,200	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		70,000
教育機関との連携による教育支援	70,000	
5 その他の収益		3
受取利息	3	
経常収益計		2,417,203
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		359,000
賃借料	36,000	
施設等評価費用	0	
旅費交通費	245,000	
印刷製本費	30,000	
通信運搬費	35,000	
減価償却費	0	
その他経費計	13,000	
事業費計		359,000
2 管理費		
(1) 人件費		306,000
役員報酬	0	
給料手当	270,000	
福利厚生費	36,000	
(2) その他経費		3,000
会議費	0	
消耗品費	3,000	
通信運搬費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
管理費計		309,000
経常費用計		668,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		1,749,203
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	0
過年度損益修正益	0	0
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	0
災害損失	0	0
過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		1,749,203
法人税、住民税及び事業税・・・④		0
設立時正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③－④+⑤		1,749,203

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 学生団体ALPHA

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		3,320,000
受取寄附金	3,320,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		410,000
教育機関との連携による教育支援	410,000	
5 その他の収益		12
受取利息	12	
経常収益計		3,730,012
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		24,000
給料手当	24,000	
役員報酬	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		2,110,000
賃借料	218,000	
施設等評価費用	0	
旅費交通費	1,655,000	
印刷製本費	106,000	
通信運搬費	104,000	
減価償却費	0	
その他経費計	27,000	
事業費計		2,134,000
2 管理費		
(1) 人件費		1,190,000
役員報酬	0	
給料手当	1,080,000	
福利厚生費	110,000	
(2) その他経費		10,000
会議費	50,000	
消耗品費	10,000	
通信運搬費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
管理費計		1,200,000
経常費用計		3,334,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		396,012
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	0
過年度損益修正益	0	0
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	0
災害損失	0	0
過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		396,012
法人税、住民税及び事業税・・・④		0
前期繰越正味財産額・・・⑤		1,749,203
次期繰越正味財産額③－④+⑤		2,145,215